

四日市市漁港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月25日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第19号

四日市市漁港管理条例の一部を改正する条例

四日市市漁港管理条例（昭和62年四日市市条例第36号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、<u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>（昭和25年法律第137号）の規定に基づき、市が管理する漁港（以下「漁港」という。）の維持管理について必要な事項を定めることを目的とする。</p> | <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、<u>漁港漁場整備法</u>（昭和25年法律第137号）の規定に基づき、市が管理する漁港（以下「漁港」という。）の維持管理について必要な事項を定めることを目的とする。</p> |

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（商工農水部農水振興課）